

FTSE JPX Net Zero Japan Index Series

v1.7



目次

セクション1 はじめに.....	3
セクション2 運営・管理責任.....	5
セクション3 FTSE Russell インデックス ポリシー.....	6
セクション4 ESG データ入力.....	8
セクション5 気候変動の指標.....	10
セクション6 適格有価証券.....	13
セクション7 構成銘柄企業の定期的見直し.....	15
セクション8 ウェイト配分の方法.....	16
セクション9 構成銘柄の変更.....	19
セクション10 コーポレートアクションおよびイベント.....	20
セクション11 業種分類ベンチマーク (Industry Classification Benchmark: ICB).....	21
セクション12 インデックス アルゴリズムと算出方法.....	22
付録 A FTSE JPX Net Zero Japan Index Series 除外項目.....	23
付録 B 炭素排出量.....	25
付録 C 高気候インパクト・セクター.....	27
付録 D インデックスステータス.....	33
付録 E 詳細はこちら.....	34

セクション 1

はじめに

1. はじめに

1.1 本インデックスは、FTSE JPX Japan 500 Reference Index と FTSE JPX Japan 200 Reference Index*構成銘柄について、日本企業のパフォーマンスを反映するよう設計されており、低炭素経済への移行に関連するリスクと機会に基づき構成銘柄に異なるウェイト付けがなされます。構成銘柄のウェイトは、会社の2度シナリオ移行進捗/パフォーマンスを示す可能性として、化石燃料埋蔵量、炭素排出量、グリーン事業収益、TPI経営品質、TPIカーボン・パフォーマンスを考慮してディルティングされます。

さらにインデックスは、FTSE Russellのターゲット・エクスポージャー・メソドロジーを用いて、参照ベンチマークに対し最低30%の炭素排出量削減をめざし、2050年までに「ネット・ゼロ」を達成すべく脱炭素軌跡を適用することにより、EU気候変動ベンチマーク基準（CTB）の最低要件に合致させてあります。

1.2 本書は、FTSE JPX Net Zero Japan Indexシリーズの運用および算出に関わる基本ルールを説明したものです。本ルールのコピーは www.lseg.com/en/ftse-russell/ から入手できます。

1.3 本基本ルールは、以下と併せてお読みください。

- FTSE Global Equity Index Series基本ルール
- FTSE EU Climate Benchmarks Index Series基本ルール
- FTSE Global Factor Index Series基本ルール

また 非時価総額加重インデックスのコーポレート アクションおよびイベントのガイドは、 www.lseg.com/en/ftse-russell/ から入手できます。

1.4 以下のインデックスを算出しています：

- FTSE JPX Net Zero Japan 500 Index
- FTSE JPX Net Zero Japan 200 Index.

- 1.5 プライス リターン・インデックスおよびトータル リターン・インデックスは、リアルタイムベースで算出されます。
- 1.6 すべてのインデックスの基準通貨は日本円 (JPY) です。指数値は他通貨でも公表される場合があります。
- 1.7 FTSE JPX Net Zero Japan Index Seriesはインデックス設計において持続可能な投資要因を考慮に入れています(セクション4を参照)。

ESGデータ入力にティルティング・アプローチが用いられる場合、それはインデックス・メソドロジーが特定のESG基準にしたがって、構成銘柄にオーバーウェイトおよび/もしくはアンダーウェイトをかけることを目的とします。このアプローチは特定のESG活動やセクターへのエクスポージャーを有する全銘柄を除外するものではありません。

1.8 FTSE Russell

FTSE Russell はFTSE International Limited、Frank Russell Company、FTSE Global Debt Capital Markets Limited (およびその子会社FTSE Global Debt Capital Markets Inc.ならびにFTSE Fixed Income Europe Limited)、FTSE Fixed Income LLC、FTSE (Beijing) Consulting Limited、Refinitiv Benchmark Services (UK) Limited、Refinitiv Limited、Beyond Ratingsの商標名です。

- 1.9 FTSE Russell は、FTSE Russell のコントロールが及ばない外部事象を含む様々な状況において、当インデックス シリーズの変更、中断、中止が余儀なくされる場合があること、また、当インデックス シリーズを参照するインデックス・ファンドなどの投資商品や諸契約は、当インデックス シリーズの変更、中断、中止に耐え得るべきものか、その可能性に対応できるべきものでなければならぬことを、当インデックス シリーズ利用者に対し通知します。

- 1.10 本インデックス シリーズに追随する運用を行うユーザー、または本インデックスに追随する商品を購入するユーザーは、自己資金、あるいはクライアントの資金で投資をする前に、当インデックス シリーズのルールに沿ったメソドロジーの価値を評価し、独立した立場にある者の助言を受けてください。FTSE Russellは、以下の事項に係わるいかなる過失・その他の結果として生ずるいかなる者が被る一切の損失、損害、請求、費用に関し一切の責任を負いません。

- 当基本ルールに対する依存、および/もしくは
- 当基本ルールの誤りまたは不正確、および/もしくは
- 当基本ルールに記載されている方針または手続きの不適用、誤用、および/もしくは
- インデックス シリーズまたはデータの構成銘柄を組成する際の誤りまたは不正確。

セクション2

運営・管理責任

2. 運営・管理責任

2.1 FTSE International Limited (FTSE)

2.1.1 FTSEは、インデックス シリーズのベンチマークの管理者です。¹

2.1.2 FTSE はインデックスの日次計算、構築、運用の責任を負っており、次のことを行います。

- インデックスを構成する全銘柄に関し、ウェイトの記録を保管する
- 基本ルールに従って、銘柄入替えとそのウェイト変更を行う
- 基本ルールに従って、インデックス シリーズの定期的な見直しを行い、その結果によって必要な変更を行う
- 継続的なメンテナンスと定期的な見直しによるウェイト変更を公表する
- インデックス シリーズを配信する

2.1.3 本基本ルールは、FTSE JPX Net Zero Japan インデックスシリーズのメソドロジーを定め、発行についての情報を提供します。

2.2 基本ルールの改訂

2.2.1 基本ルールが指標シリーズの目的を最も適切に継続的に反映することができるよう、同ルールはFTSE Russellによる定例見直し（少なくとも年1回）の対象になります。基本ルール大幅な改訂の提案に関しては、FTSE Russell Advisory Committee及び必要に応じその他の利害関係者との協議に付されます。FTSE Russell Index Governance Board は、これらの協議結果を踏まえ、改訂の承認を判断します。

2.2.2 FTSE Russell Equity IndicesのStatement of Principlesに規定の通り、基本ルールに言及されていない、または具体的かつ明確に規定されていない事項に関してFTSE Russellが決定を下す場合、Statement of Principlesに則って実質的な決定を行うものとします。上記の様な決定が行われた場合、FTSE Russell はその決定内容を速やかに公表します。また、上記の取扱いが、基本ルールの例外、変更、将来の前例などを見做されない場合においても、FTSE Russell は、基本ルールをより明確な規定にするための改訂が必要かどうかを検討します。

¹ 本文書で管理者/アドミニストレーターという言葉は [金融商品と金融契約のベンチマークとして用いられる指標、または投資資金のパフォーマンス測定を行うことに関する、2016年6月8日付けの欧州議会ならびに欧州連合理事会による規制（欧州連合）2016/1011](#)（欧州ベンチマーク規制）、および [2019年付けベンチマーク（改正および経過規定）（EU離脱）規則](#)（英国ベンチマーク規制）における定義と同義で使用されます。

セクション3

FTSE Russell インデックス ポリシー

3. FTSE Russell インデックス ポリシー

基本ルールは、以下のリンクからご覧いただけるインデックス ポリシー文書と併せてご参照下さい。

3.1 コーポレートアクションおよびイベント ガイド

3.2 コーポレート・アクションおよびイベントによる構成銘柄の変動については Corporate Actions and Events Guide for Non Market Capitalisation Weighted Indices をご覧ください。次のリンクからダウンロード可能です。

[Corporate_Actions_and_Events_Guide_for_Non_Market_Cap_Weighted_Indices.pdf](#)

3.3 FTSE Russell 株式インデックスの原則声明 (原則声明)

インデックスは市場の変化に対応する必要がある一方、基本ルールはすべての事態を予測することはできません。基本ルールが特定の事象または変化を十分にカバーしていない場合は、FTSE Russellは、インデックス構築に対する FTSE Russell の基本的考え方をまとめた原則声明を参照して適切な取り組みを決定します。Statement of Principlesは毎年見直され、FTSE Russellにより提案される変更事項はFTSE Russell Policy Advisory Boardに提出後、議論され、最終的にはFTSE RussellのIndex Governance Boardにより承認されます。

原則声明は、次のリンクからご覧いただけます：

[Statement_of_Principles.pdf](#)

3.4 お問い合わせと苦情

3.4.1 FTSE Russellの苦情申し立て手続きは、次のリンクからご覧いただけます：

[Benchmark_Determination_Complaints_Handling_Policy.pdf](#)

3.5 取引停止または市場閉鎖の際のインデックス取り扱い方針

3.5.1 取引停止または市場閉鎖の際のインデックスの取り扱いに関するガイダンスは、次のリンクをご参照下さい。

[Index_Policy_for_Trading_Halts_and_Market_Closures.pdf](#)

3.6 顧客が市場または有価証券の取引ができない場合のインデックス取り扱い方針

3.6.1 FTSE Russell のインデックス取り扱いの詳細は、次のリンクをご参照下さい。

[Index_Policy_in_the_Event_Clients_are_Unable_to_Trade_a_Market_or_a_Security.pdf](#)

3.7 再計算方針とガイドライン

3.7.1 FTSE JPX Net Zero Japan Index Series は、何らかの相違、または、重大と見なされる歪みが生じた場合、再計算を行います。FTSE JPX Net Zero Japan Index Series の利用者は適切な媒体を通じて、その通知を受けます。

FTSE Russell 再計算方針およびガイドラインの詳細は、次のリンクから FTSE Russell のウェブサイトでご覧いただくか、info@ftserussell.comまでお問い合わせください。

[Recalculation_Policy_and_Guidelines_Equity_Indices.pdf](#)

3.8 FTSE Russellのベンチマーク・メソドロジーの変更

3.8.1 FTSE Russellのベンチマーク・メソドロジーの変更は、次のリンクをご参照下さい:

[Policy_for_Benchmark_Methodology_Changes.pdf](#)

3.9 FTSE Russellのガバナンスの枠組みからご覧ください。

3.9.1 FTSE Russell はそのインデックスを監督するために、プロダクト、サービス、テクノロジーのガバナンスをカバーするガバナンス・フレームワークを採用しています。このフレームワークには、ロンドン証券取引所グループによる3つのディフェンス・ラインによるリスク管理フレームワークが組み込まれており、金融ベンチマークのIOSCO原則²、欧州ベンチマーク規則³、また英国ベンチマーク規則⁴への準拠を確実にしています。FTSE Russell ガバナンス・フレームワークの詳細は、次のリンクをご参照下さい。

[FTSE_Russell_Governance_Framework.pdf](#)

3.10 リアルタイム・ステータスの定義

3.10.1 リアルタイムで計算されるインデックスについては、リアルタイム・ステータス定義の詳細に関する以下のガイドをご覧ください。

[Real_Time_Status_Definitions.pdf](#)

² IOSCO Principles for Financial Benchmarks Final Report, FR07/13 July 2013.

³ 有価証券および金融契約、また投資ファンドのパフォーマンス測定にベンチマークとして使われるインデックスにおける2016年6月8日付けの欧州議会ならびに欧州連合理事会による規制（欧州連合）2016/1011。

⁴ ベンチマーク（改正および経過規定）（EU離脱）規則2019

セクション4

ESG データ入力

4. ESG データ入力

4.1 以下のESGデータセットがインデックス・シリーズ構築に使用されます。

ESG データ入力	説明	組み入れ、ウェイト、除外に使用 ⁵
FTSEグリーン事業収益	FTSE RussellのGreen Revenuesデータモデルは、グリーン製品・サービスを提供する企業を特定し、Green Revenues分類システム（GRCS）に基づき関連収益を分類します。GRCSは、グリーン経済に向けた産業の移行を定義・測定するために使われるタクソノミーです。詳細は以下をご覧ください。 ftse-green-revenues-classification-system.pdf	ウェイト
TPI 経営品質 (MQ)	FTSE Russellの TPI Management Quality (MQ) データは、企業の温室効果ガス排出量および低炭素への移行に関連するリスクと機会についてガバナンス/管理の質を評価追跡するものです。詳細は以下をご覧ください。 https://www.transitionpathwayinitiative.org/methodology	ウェイト
TPI カーボン・パフォーマンス・スコア (CP)	TPI Carbon Performance (CP)スコアは、パリ協定に含まれる国際目標や国の公約に照らして、企業の現在と将来の炭素パフォーマンスを評価します。詳細は以下をご覧ください。 https://www.transitionpathwayinitiative.org/methodology	ウェイト
FTSE 化石燃料埋蔵量	FTSEのCarbon Reservesデータモデルは、先進国・新興国における上場企業について、化石燃料備蓄の所有状況をきめ細かにカバーします。詳細は以下をご覧ください。 Guide_to_FTSE_and_Third_Party_ESG_Data_used_in_FTSE_Russell_Indices	ウェイト
FTSE 炭素排出量	FTSEのCarbon Emissionsデータセットは、世界的上場企業とそのバリューチェーン全体（上流および下流の事業活動）が統括する資産と活動について、報告および推定によるスコープ1、スコープ2、スコープ3の排出量データを提供します。詳細は以下をご覧ください。 Guide_to_FTSE_and_Third_Party_ESG_Data_used_in_FTSE_Russell_Indices	ウェイト
FTSEによる製品関連データ	以下のセクション7に掲載される製品やサービスへのエクスポージャーを伴う企業の事業活動による除外リスト。 Guide_to_the_Construction_and_Maintenance_of_FTSE_Exclusion_Lists.pdf .	除外
FTSEの行動に関するデータ	問題となる行動やダイバーシティに直接的・間接的に関与する企業活動によるFTSEの除外リスト。詳細は以下のセクション7をご覧ください。 Guide_to_the_Construction_and_Maintenance_of_FTSE_Exclusion_Lists.pdf	除外
行動に関するデータ - Sustainalytics	Sustainalytics Global Standards Screening (GSS) は、ステークホルダーに影響を及ぼす企業の行動と、企業が国際的な規範を逸脱する状況を引き起したり、それに貢献したり、関	除外

⁵ 定義

組み入れ - 構成銘柄の選定またはランク付け、また最低スコアや閾値の計算にESGデータを使用
ウェイト - インデックス中の銘柄のウェイト計算にESGデータを使用
除外 - インデックスからの銘柄除外にESGデータを使用

ESG データ入力	説明	組み入れ、ウェイト、除外に使用 ⁵
	<p>与したりする場合の範囲を評価します。詳細は以下をご覧ください。 https://www.sustainalytics.com/investor-solutions/esg-research/esg-screening/global-compact-norms-based-screening</p>	
行動に関するデータ – RepRisk	<p>RepRisk Index (RRI) は、企業の評判に関わるESGリスク・エクスポージャーを取得・定量化します。詳細は以下をご覧ください。 https://www.reprisk.com/news-research/resources/methodology</p>	除外
サステナブル投資インデックスのための除外最低要件	<p>本インデックス・シリーズに除外最低要件が適用され、2023年12月より発効しました。除外最低要件の詳細は以下をご覧ください。 Guide_to_the_Construction_and_Maintenance_of_FTSE_Exclusion_Lists.pdf</p>	除外

4.1.1 本インデックス（インデックス・シリーズ）に使用されるFTSE Russellおよびサードパーティ提供のESGデータについて、詳しくは以下のガイドをご覧ください。

[Guide_to_FTSE_and_Third_Party_ESG_Data_used_in_FTSE_Russell_Indices](#)

これらESGデータ入力に使われるデータおよび基準についての情報も掲載されています。これらデータには推定データも含まれません。

4.2 ESG Metrics

4.2.1 代表部規則（EU）2020/1816付則に列記される環境・社会・ガバナンス（ESG）ファクターのスコア、価値に関しては、FTSE Russellの[ESG Metrics](#)ウェブサイトを参照してください。

メトリックスのメソドロジーと計算について、詳細は以下のリンクからご覧ください。

[持続可能性データおよびESGデータ](#)

[ESG開示メソドロジーおよび計算ガイド](#)

セクション5

気候変動の指標

5. 気候変動の指標

5.1 Green Revenues (GR)

- 5.1.1 Green Revenues (GR) スコアは、FTSE Russell の Green Revenue 2.0 データ モデルを基にした総収益に対する FTSE Green Revenues Classification System で分類された収益の比率です。
- 5.1.2 FTSE Green Revenues アプリケーションでは、Tier 3活動からの グリーン レベニューは除外されています。Tier 3 活動とは、マイクロセクターとして定義されており、環境面でのメリットはあるが全体的にはネットニュートラルまたはネガティブです。
- 5.1.3 すべての構成銘柄に FTSE Green Revenue 比率値が割り当てられています。企業の FTSE Green Revenues 比率は、以下のようになります：
- グリーン経済へのエクスポージャーがない構成銘柄の企業はゼロとします。
 - FTSE Green Revenues Classification System で定義された グリーンレベニューを生み出している構成銘柄の企業が確認された場合、0以外の値とします。

5.2 低炭素経済推進イニシアチブ (TPI)

- 5.2.1 TPI は、低炭素経済への移行に向けた企業の進捗状況を「経営品質」と「カーボンパフォーマンス」の2つの側面から評価します。

- 5.2.2 TPI Management Quality (MQ)は、企業による温暖化ガス排出と、低炭素経済移行に関連したリスクおよび機会のマネジメントの質を評価します。MQスコアは、TPIメソドロジーに依拠するFTSE RussellのESGデータモデルによる気候テーマのデータから算出されます。TPIメソドロジーは以下のウェブサイトで公開されています。<http://www.lse.ac.uk/GranthamInstitute/tpi/methodology/>
- 5.2.3 TPI Carbon Performance (CP) は、個々の企業の現在および予測される将来の炭素排出経路を評価し、国連パリ協定の一環として決定した国際目標や国家公約との比較評価を行います。評価を受けた企業は異なるグループに編入されます。そのカテゴリについては[Guide to FTSE and Third Party ESG Data used in FTSE Russell Indices](#)をご参照ください。TPIが年次で提供しています。
- 企業には、それぞれのカーボン パフォーマンス評価に基づきTPI CPスコアが割り当てられます

カーボン パフォーマンス カテゴリ	CPスコア (乗数)
2°C未満 (バレル・紙のみ) /1.5°C	2.0
2°C (バレル・紙のみ) /2°C	1.5
パリ協定/国内/国際公約	0.8
整合していない	exp(x)
未評価	1.0 (ニュートラル)

*カーボンパフォーマンススコアの「整合していない」は、FTSE JPX Net Zero Japan Index Series では exp(x) に設定され、xは、排出削減に整合しない場合のデルト強度です。インデックスに対するデルト強度は、ウェイトで決定されます (セクション8を参照)。

5.3 炭素排出原単位 (E)

炭素排出原単位とは、最新の年間CO2換算温室効果ガス (GHG) 排出量 (単位: トン) を現金 (米ドル) を含む企業価値で換算したものです。CO2換算の温室効果ガス排出量データは、GHGプロトコルのスコープ1、2、3の排出量として定義されています。企業価値のデータは Worldscope から提供されています。炭素排出原単位を入手するためのデータ締め切り日は、レビュー月の前月の最終営業日の営業終了時です。

5.4 潜在的排出量化石燃料埋蔵量原単位 (R)

化石燃料埋蔵量原単位は、企業の化石燃料備蓄の燃焼によって発生するCO2換算GHG排出量の推定値 (メートル トン) を、企業全体の時価総額 (米ドル) で割ったものと定義されています。化石燃料埋蔵量原単位を入手するためのデータ締め切り日は、レビュー月の前月の最終営業日の営業終了時です。

5.5 Zスコアと欠損データの処理

5.5.1 Zスコアは、グリーンレベニュー (GR)、炭素排出原単位のスコープ1と2(ES1&2)、スコープ3炭素排出量 (ES3)、化石燃料埋蔵量原単位 (R)、TPI 経営品質 (MQ)について算出しています。

5.5.2 個別銘柄の数量は以下のように、それぞれの親ユニバース内でZスコアが作成されるように横断的に正規化されます:

$$Z_{F,i} = \frac{F_i - \mu_F}{\sigma_F} \text{ where } F \in \{\text{Log}(GR), ES1\&2, ES3, \text{Log}(R), MQ\} \tag{1}$$

ここで F_i は F -ithの株式数量であり、 μ_F と σ_F は、それぞれ横断的なファクターの平均値と標準偏差をそれぞれ示しています。

Zスコアが3 (マイナス3) より大きい (小さい) 場合は、3 (マイナス3) の値に切り捨てられます。切り捨て後、個々のZスコアは式 (1) の再適用により再正規化されます。

すべてのZスコアは切り捨てられたものを含み、この再適用に含まれます。このプロセスは、すべてのZスコアがプラスからマイナス3までの範囲に収まるまで繰り返されます。

データが欠損している企業はこのプロセスから除外されます。

化石燃料埋蔵量のデータがない以下の ICB サブセクターの企業には、このサブセクター グループ内のすべての企業の平均 Zスコアが割り当てられます。このサブセクターのグループに埋蔵量データを持つ企業がない場合、Zスコア 0が割り当てられます。

- 総合石油 & ガス (ICB:60101000);
- 石油: 石油: 原油生産者 (ICB:60101010);
- 海洋掘削 & その他のサービス (ICB:60101015);

- 石油精製 & 販売 (ICB: 60101020);
- 石油機器 & サービス (ICB: 60101030);
- パイプライン (ICB: 60101035) 化石燃料備蓄がない他の企業は、化石燃料備蓄に対して-3のZスコアが割り当てられ、この2つの指標のZスコアの算出プロセスには含まれません。

5.5.3 炭素排出原単位が欠落している銘柄には、ICBセクターの平均 Zスコア が割り当てられます。ルール5.2.2に規定されたプロセスで、セクター内の炭素排出原単位の欠落がないものの平均値が算出されます。ICB セクターで Zスコアのある銘柄が3未満の場合、0の Zスコアが割り当てられます。

5.5.4 カバレッジが低く信頼性に欠けるため、スコープ3の排出量推定モデルは、FTSE JPX Net Zero Japan Index Series用の財務データをカバーしません。それに替えて、公表されるスコープ3を伴うものを含め、すべての財務データ (ICB 30) にはZスコア3が割り当てられ (したがってスコープ3炭素排出量への「最悪」ティルトとなる)、非常に大量でありながら過小評価されている排出量を反映させます。

5.5.5 TPI 経営品質 (MQ) スコアが欠落している銘柄には、その国の平均 Zスコアが割り当てられます。ルール5.2.2に規定されたプロセスで、当該国のMQスコアのZスコア欠落がないものの平均値が算出されます。当該国で Zスコアのある銘柄が3未満の場合、0の Zスコアが割り当てられます。

セクション6

適格有価証券

6. 適格有価証券

6.1 各気候インデックスの適格銘柄は、表1に示す対応する親インデックスの構成銘柄です。

6.1.1 該当する除外リスト(付録 Aを参照) からの証券は、関連するインデックスのメンバーになる資格はありません。

6.2 種類株

6.2.1 同一適格企業のすべてのラインをインデックスに含めることができます。

6.3 FTSE JPX Net Zero Japan Index Series Index Series

FTSE JPX Net Zero Japan Index Series は以下のインデックスで構成されています。

表1 : FTSE JPX Net Zero Japan Indices

インデックス名	親インデックス	除外リスト
FTSE JPX Net Zero Japan 500 Index	FTSE JPX Japan 500 Reference Index*	付録 Aを参照のこと
FTSE JPX Net Zero Japan 200 Index	FTSE JPX Japan 200 Reference Index*	

*FTSE JPX Japan 500 Reference Index は、TOPIX 500 の構成銘柄に FTSE Russell のフリーフロートのウェイトとコーポレートアクションを加えたもので、FTSE JPX Japan 200 Reference Index は、FTSE JPX Japan 500 Reference Index の時価総額上位 200 銘柄で構成されています。

6.4 除外企業

6.4.1 製品や活動の関与データは、FTSE Russell のアナリストが公開情報を基に収集しています。FTSE Russell のアナリストがデータを入力できない場合は、サステイナリティクス社を含む外部情報源を用いてデータを補完しています。

6.5 適格有価証券に適用される審査

A. 外国人保有株式制限

FTSE Russell のインデックスメソドロジーでは、政府、規制当局、または会社の既定による外国人投資家の株式保有に課せられた制限を考慮に入れています。

外国人保有制限の詳細については、以下をご覧ください：

[Foreign Ownership Restrictions and Minimum Foreign Headroom Requirement.pdf](#)

B. 最小外国人ヘッドルーム要件

FTSE Russell は、「外国人ヘッドルーム」を、会社ごとの外国人保有上限 (FOL) に対する余裕枠の割合、つまり $(FOL - \text{外国人保有額}) / FOL$ として定義しています。***

たとえば、企業に 49%の外国人保有上限があり、そのうち 39%が外国人投資家によって保有されている場合、外国人ヘッドルームは 20.41%、つまり $(49\% - 39\%) / 49\%$ として計算されます。+++

最小外国人ヘッドルーム要件の詳細については、以下をご覧ください：

[Foreign Ownership Restrictions and Minimum Foreign Headroom Requirement.pdf](#)

セクション7

構成銘柄企業の定期的見直し

7. 構成銘柄企業の定期的見直し

7.1 見直し日

7.1.1 FTSE JPX Net Zero Japan Index Series は毎年12月に見直しされます。

FTSE Zero Japan Index Series	見直し月
FTSE JPX Net Zero Japan 500 Index	2019年
FTSE JPX Net Zero Japan 200 Index	2019年

指数の見直しには、見直し月の前月最終営業日（データ締め切り日）時点の 気候指標 を使用します。付録 Bに記載されている計算結果は、毎年データ締め切りの見直し日に再計算されます。

7.1.2 指数の見直しには、見直し月の第一金曜日（価格締切日）前の水曜日の営業終了時に利用可能な株価を使用します。ESGデータ入力の基準日はFTSE Russellインデックスに使われる[Guide to FTSE and Third Party ESG Data](#)に掲載されます。

7.1.3 見直しは、見直し月の第3金曜日の営業終了後に実施します。

7.1.4 指数の見直しには、見直し適用日の時点で、適格な親ユニバースの見直しに関連する構成銘柄の変更が組み込まれます。付録 Aに定義されている「除外企業」の状況に変更があった場合には、見直し適用日の4週間前の月曜日の営業終了時点のデータを使用して適用されます。

セクション8

ウェイト配分の方法

8. ウェイト配分の方法

8.1 インデックス ウェイト

8.1.1 FTSE JPX Net Zero Japan Index Series の構成銘柄のウェイトは Climate Transition (CTB) index の目標を満たすように設定されています:

気候移行ベンチマーク (CTB) の目標	インデックス目標
親インデックスに対する炭素排出の最低削減量 (8.1.4と付録 Bを参照)	30% - スコープ1 および 2 の排出量 30% - スコープ3の排出量
指数基準年に対する年間平均炭素排出の最低削減量(8.1.5 と付録 Bを参照)	7% - スコープ1 および 2 の排出量 7% - スコープ3の排出量 (2020基準年後に適用)
親インデックス全体に対する High Climate Impact Sector のアクティブウェイト (付録 Cを参照)。	0

これらの指標は、気候移行ベンチマーク (CTB) 基準を満たすように設計されています。

また適用される除外項目については、付録 Aをご覧ください。

8.1.2 FTSE JPX Net Zero Japan 500 Index は、以下の気候変動に対する追加目標を満たすように設定されています。

気候変動に対する追加目標	インデックス目標
親インデックスに対する排出の推定による最低削減量 (8.1.2と付録 Bを参照)	≥30%
グリーンレベニューの改善度	≥ 70%
企業の目標設定：TPIスコア改善	0.3σ*
企業の目標設定：TPIカーボン・パフォーマンスのティルト	1ティルト
企業の目標設定：TPI カーボン パフォーマンスが親インデックスに対し「整合しない」企業の排出削減量	≥ 60% スコープ1と2の排出量
ICB サブセクター 銀行 (30101010) での各企業のアクティブウェイト	≤ 0

*σは、親ユニバース内のスコアの時価総額加重された標準偏差です。

8.1.3 FTSE JPX Net Zero Japan 200 Index は、以下の気候変動に対する追加目標を満たすように設定されています。

気候変動に対する追加目標	インデックス目標
親インデックスに対する排出の推定による可能な削減量 (8.1.2と付録 Bを参照)	≥30%
グリーンレベニューの改善度	≥ 100%

企業の目標設定：TPIスコア改善	0.5σ*
企業の目標設定：TPIカーボン・パフォーマンスのティルト	1ティルト
企業の目標設定：TPIカーボン・パフォーマンスが親インデックスに対し「整合しない」企業の排出削減量	≥ 60% スコープ1と2の排出量
ICB サブセクター 銀行 (30101010) での各企業のアクティブウェイト	≤ 0

*σは、親ユニバース内のスコアの時価総額加重された標準偏差です。

8.1.4 親インデックスに対する炭素排出の最低削減量と、親インデックスの基準年に対する年間平均炭素排出の最低削減量は、目標とする排出量と実際の排出量との間の差異を許容するために0.5%のバッファを適用しています（付録 Bを参照）。

8.1.5 FTSE JPX Net Zero Japan Index Series は、当該インデックスの基準年に対する年平均の炭素排出の最低削減量の適用について、2020年を基準年として採用しています。

パリ協定適合（PAB）と気候移行（CTB）両ベンチマーク・インデックスの最低要件に合致するための最初の評価期間は、インデックス開始後の暦年における最初の定期インデックス・レビューから、年次ベースで測定が行われます。

GHG 原単位または GHG 排出量の絶対値の算出方法に大きな変更が生じた場合には、新たな基準年を選択することができます。

8.1.6 FTSE JPX Net Zero Japan Index Series は、以下の制約を適用しています：

指数名	国	業種	最大企業ウェイト (%)	最小企業ウェイト (b.p.)	最大キャパシティ 比率	Max 2-way T/O (%)
FTSE JPX Net Zero Japan 500 Index	-	2%	5	0.5	5	20
FTSE JPX Net Zero Japan 200 Index	-	4%	5	0.5	5	30

8.1.7 FTSE JPX Net Zero Japan Index Series の構成銘柄のウェイトは、FTSE Target Exposure メソドロジーを用いて決定します。構成銘柄のウェイトは、以下のように決定します。

$$w_i = \frac{v_i}{\sum_j v_j}$$

ここで

$$v_i = w'_i \times S_{GR,i}^a \times S_{ES1\&2,i}^{b1\&2} \times S_{ES3,i}^{b3} \times S_{R,i}^c \times S_{MQ,i}^d \times CP_i \times I_i \times \Phi_i \times C_i$$

ここで

- w'_i は、適格な親ユニバース内の株式時価総額ウェイト*i*です。
- $S_{GR,i}, S_{ES1\&2,i}, S_{ES3,i}, S_{R,i}, S_{MQ,i}$ は、ルール5.5で解説されている対応するZスコアの自然指数です。
- $a, b1\&2, b3, c$ と d はインデックスの重み付けの際に決定されるティルト強度です。
- CP_i は5.2.3に述べるTPIカーボン・パフォーマンスの固定ティルトです。
- I_i は Industrial ICB ティルトです。
- Φ_i は最大株式銘柄キャパシティ/最大ウェイトティルトです。
- C_i は 最大回転率ティルトです。

FTSE Target Exposure メソドロジーの詳細については、FTSE Global Factor Index Seriesを参照してください。

8.1.8 ルール 8.1.7の後に実行可能な解決策がない場合、FTSE JPX Net Zero Japan Index Series の TPI MQ スコアおよび TPI MQスコアの改善度は元の値から2.5%削減され、プロセス全体を再試行します。これが10回の削減後（つまり、エクスポージャー目標が

25%削減された後)でも同じ状態が続く場合、売上高目標は50%増加し、元のアクティブ エクスポーザー目標を使用してプロセス全体が繰り返します。緩和の詳細については、FTSE Global Factor Ground Rulesをご覧ください。

- 8.1.9 ルール8.1.8の後に実行可能な解決策がない場合、FTSE JPX Net Zero Japan Index Series の排出要件は、元の値の 2.5% 削減され、ルール 8.1.7および8.1.8に詳述されている重み付けプロセスが再試行されます。このプロセスは、有効な解決策が得られるまで繰り返されます。
- 8.1.10 FTSE JPX Net Zero Japan Index Series の最低要件がインデックス見直し中に緩和された場合、FTSE JPX Net Zero Japan Index Series の調整および目標は、次回のインデックス見直し時に適用されます。その他の詳細については、付録 Bに記載されています。
- 8.1.11 2022年12月にスコープ3排出原単位の目標を完全に組み込むのに先立ち、FTSE JPX Net Zero Japan Index Seriesでは2021年12月に調整を加え、部分的なスコープ3排出量削減がエネルギー、鉱業の両セクターに適用されるようにしました（詳細は付録 Bを参照）。

8.2 インデックスの過去データ

- 8.2.1 企業の炭素排出量データは、2021年3月末までの1年間のタイムラグがあります。
- 8.2.2 2018年以前のインデックス見直し作業には、2018年9月時点のTPIデータが使用されています。

セクション9

構成銘柄の変更

9. 構成銘柄の変更

9.1 見直し中の追加

9.1.1 FTSE JPX Net Zero Japan Index Series は、見直し中の追加は受け付けません。

9.2 見直し中の削除

9.2.1 セクション10に該当するコーポレートアクションやイベント、または証券取引所の監視対象となる有価証券を除き、見直し中の削除は行いません。

9.3 見直し中の除外リストへの変更

9.3.1 構成銘柄が関連する除外リストに追加された場合には当該銘柄はFTSE JPX Net Zero Japan Index Seriesから除外されます。除外リストへの追加と同時に削除されます。

9.3.2 関連する除外リストから削除された銘柄は、次回の年次見直し時に含めることが検討されます。

セクション10

コーポレートアクションおよびイベント

10. コーポレートアクションおよびイベント

10.1 構成銘柄に、株式分割、株式併合、ライツ・イシュー、無償割当、発行済み株式数の変更、または浮動株数の変更が行われた場合(ただし公開買い付けを除く)、その前後での FTSE JPX Net Zero Japan Index Seriesの構成銘柄のウェイトに変更はありません。

10.2 コーポレート・アクションおよびイベントによる構成銘柄の変動については Corporate Actions and Events Guide for Non Market Capitalisation Weighted Indices をご覧ください。次のリンクからダウンロード可能です。

[Corporate_Actions_and_Events_Guide_for_Non_Market_Cap_Weighted_Indices.pdf](#)

コーポレート「アクション」とは、権利落ち日において株主に影響するアクションを言い、株価は権利落ち日における調整に影響されます。これらには、次の事項が含まれます。

- 資本の払い戻し
- ライツ・イシュー / エンタイトルメント・オファー
- 株式転換
- 分割 / 併合
- 無償新株発行（資本化または無償交付）

コーポレート「イベント」とは、インデックス・ルールに即してインデックスに影響を与える可能性のある企業ニュースを言います。例えば、政策投資家が組入れ企業の株式の売却を発表したとします。インデックス調整が必要となる場合は、FTSE Russell が調整のタイミングを通知します。

10.3 取引の中止

取引中止についての規則は、「非時価総額加重インデックスのコーポレートアクションおよびイベントのガイド」をご覧ください。

10.4 買収、取得および会社分割

買収、合併、会社分割の取り扱いについては、非時価総額加重インデックスのコーポレートアクションおよびイベントガイドをご覧ください。

セクション11

業種分類ベンチマーク (Industry Classification Benchmark: ICB)

11. 業種分類ベンチマーク (Industry Classification Benchmark : ICB) ⁶

11.1 分類構造

11.1.1 FTSE JPX Net Zero Japan Index Series の構成銘柄は Industry Classification Benchmark (ICB) に規定されているとおり、インダストリー、スーパーセクター、セクター、サブセクターに分類されます。

11.1.2 Industry Classification Benchmark の詳細については、FTSE Russell からご入手いただくか、FTSE Russell のウェブサイト (www.lseg.com/en/ftse-russell/) からご参照ください。

[Industry_Classification_Benchmark](#)

⁶ Russell インデックスは2020年9月に、FTSE インデックスは2021年3月に、新しいICB分類システムに移行されました。

セクション12

インデックス アルゴリズムと算出方法

12. インデックス アルゴリズムと算出方法

12.1 価格

12.1.1 FTSE JPX Net Zero Japan Index Series は、現地市場の相場がある銘柄については、実際の市場終値または最終取引価格を使用しています（入手可能な場合）。詳細については、次のリンクからご覧いただけます：

[Closing_Prices_Used_For_Index_Calculation.pdf](#)

12.2 算出の頻度

12.2.1 FTSE JPX Net Zero Japan Index Series は、終値とリアルタイムベースの両方で算出され、小数点以下8桁まで表示されます。

12.3 インデックスの算出

12.3.1 FTSE JPX Net Zero Japan Index Series は、以下のようなアルゴリズムを用いて算出されます。

$$\sum_{i=1}^N \frac{(p_i \times e_i \times s_i \times f_i \times c_i)}{d}$$

ここで

- $i=1,2,\dots,N$;
- N はインデックス内の銘柄数です
- p_i は構成銘柄の直近の取引価格（または前日のインデックスの終値）
- e_i は銘柄の通貨をインデックスの基準通貨に変更するために必要な為替レートです
- s_i は、FTSE Russell が当該銘柄のために使用している発行済み株式数で、当基本ルールで定義されています
- f_i は銘柄のウェイトを修正するために適用される Investability Weighting Factor（投資可能ウェイト係数）で、0~1の間の数値で表され、1は100%の浮動株を示します。このファクターは、親インデックスに含まれる各証券について FTSE Russell が公表しているものです
- c_i は、インデックスに含まれる銘柄を正しく加重するために証券に適用する Weight Adjustment Factor (WAF) です。このファクターは、各銘柄の投資可能な時価総額をインデックスに含めるため想定時価総額にマッピングします
- d は除数で、基準日におけるインデックスの発行済み株式総数を表す数値です。インデックスに歪みを与えることなく、個々の有価証券の発行済み株式総数の変更を可能にするために、除数を調整することができます

付録 A

FTSE JPX Net Zero Japan Index Series 除外項目

製品関与による除外項目

各インデックス見直し日において、以下の表に示す事業活動を行う企業は、適格ユニバースから除外されます。FTSE JPX Net Zero Japan Index Series の除外項目に関するデータは、FTSE Russell およびサステナビリティクス社から入手したものです。

除外リストは、3月、6月、9月、12月の四半期ごとに見直されます。

FTSE JPX Net Zero Japan Index Series 除外項目		
基本的な除外項目	定義	関与による除外基準
問題となる兵器	<p>対人地雷：「1997年対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約」で定義された対人地雷を製造する企業、または対人地雷用の特定かつ重要な部品を製造またはサービスを提供する企業。</p> <p>生物・化学兵器：化学・生物兵器を製造する企業、または化学・生物兵器のための特定かつ重要な部品を製造またはサービスを提供する企業。</p> <p>クラスター爆弾：クラスター爆弾禁止条約に規定されるクラスター弾を製造する企業、またはクラスター弾のための特定かつ重要な部品を製造またはサービスを提供する企業。</p>	収益の 0% 以上
タバコに関する活動	<p>タバコ、巻きタバコ、パイプタバコ、葉巻、シガリロ、ビディ、グッカ、無煙タバコ、加熱式タバコ製品（HTP）などのタバコ製品、および電子タバコ、電子ニコチン デリバリー システム（ENDS）を製造している企業。</p> <p>内容：</p> <ul style="list-style-type: none">ICBサブセクターのタバコ 45103010、大麻生産者 20103020に分類される全ての企業。ICBサブセクターのタバコ 45103010、および 大麻生産者 20103020に分類されないが、本サブセクターで何らかの活動が確認されている企業。	収益の 0% 以上

行動に関連する除外

各インデックス評価日において、以下に示す国連グローバル・コンパクト（UNGC）の論争の除外リストが、FTSE JPX Net Zero Japan インデックスの親適格ユニバースに適用されます。このデータは、サードパーティ データ ベンダーであるサステイナリティクス社から提供されたものです。

FTSE JPX Net Zero Japan Index Series 除外項目		
基本的な除外項目	定義	関与による除外基準
国連グローバルコンパクト（UNGC）違反	UNGCの原則に関連する論争に関与した企業。原則は次の4カテゴリーに分類：人権、労働、環境、腐敗防止。	コンプライアンス違反と判断された全企業
Do No Significant Harm（著しい害を及ぼさない）	UNGC 原則7、8、9 に関連する国際規範および基準の深刻な、あるいは体系的および/または組織的な違反に寄与するリスクのある企業。	ウォッチリストに登録された全企業。

FTSE Russell および/または Sustainalytics のデータの詳細については、セクション4を参照してください。FTSE Russell および/または Sustainalytics がカバーしていない企業は、FTSE JPX Net Zero Japan Index Seriesから除外されています。

付録 B

炭素排出量

GHG 排出量 FTSE JPX Net Zero Japan Index Series は、炭素排出量スコープ1および2、および化石燃料備蓄所有からの炭素排出原単位および潜在的炭素排出量を使用しています。

炭素排出削減量は、炭素排出原単位の削減量として測定されます。

潜在的な炭素排出削減量は、潜在的な炭素排出原単位の削減量として測定されます。

スコープ1と2、スコープ3の炭素排出原単位は次のように定義されます：

企業の総炭素排出量（スコープ1と2、またはスコープ3）（メートル単位のCO₂）を、現金（米ドル）を含む企業価値（EVIC）で換算。

潜在的な炭素排出原単位は次のように定義されます：

企業の化石燃料埋蔵量のCO₂換算値（メートル トンCO₂）を、企業の時価総額（米ドル）で換算。

インデックスの基準年に対する年間平均GHG排出削減量

FTSE JPX Net Zero Japan Index Series では、インデックスの基準年に対する年平均のGHG原単位の削減を必要としています。

インデックスの基準年に対する平均的な炭素排出の削減量は、⁷前年の水準に対する加重平均排出量（WA_EM）として算出され、現金を含む株式のユニバース平均（AVG_EVIC）でインフレ調整されます。つまり：

$$1 - \left(\frac{WA_EM_t}{WA_EM_{t_0}} \div \frac{AVG_EVIC_{t_0}}{AVG_EVIC_t} \right)^{\frac{1}{t-t_0}}$$

ここで t_0 は基準年、 t は現在の見直し年です。

インデックスの基準年に対する年平均の炭素排出量原単位の削減量は⁸、基準年の水準と比較した加重平均の潜在的な排出量（WA_PEM）として算出されます。

$$1 - \left(\frac{WA_PEM_t}{WA_PEM_{t_0}} \right)^{\frac{1}{t-t_0}}$$

⁷ スコープ3排出量の計算は、スコープ1と2とは別に行われます。

⁸ 2022年12月のリバランス前まで適用

GHG 排出量目標のインデックス

見直しにおいて、排出原単位の目標のインデックスは (1) ベンチマークに対する排出削減量と (2) 排出量軌跡の目標のいずれか低い方に設定されます。

$$Emission\ Reduction\ Relative\ to\ Benchmark = (1 - r - b) \times Benchmark\ Emission$$

$$Emission\ Trajectory\ Target = [(1 - 7\%)^{t-t_0} - b] \times WA_EM_{t_0} \div \frac{AVG_EVIC_t}{AVG_EVIC_{t_0}}$$

ここで $b = 0.5\%$ は目標値と実績値の間の差異を許容するためのバッファで、 r はセクション8で設定された親インデックスに対する炭素排出原単位の最小削減量です。

スコープ3排出量データのフェーズ化

スコープ3排出量目標の代替として、FTSE JPX Net Zero Japan Index Seriesには2021年リバランス以前の潜在的軌跡目標を組み込みました。潜在的な排出量目標は (1) ベンチマークに対する潜在的な排出削減量と (2) 潜在的な排出量の軌跡の目標のいずれか低い方に設定されました。

$$Potential\ Emission\ Reduction\ Relative\ to\ Benchmark = (1 - r - b) \times Benchmark\ Potential\ Emission$$

$$Potential\ Emission\ Trajectory\ Target = [(1 - 7\%)^{t-t_0} - b] \times WA_PEM_{t_0}$$

2021年に部分的なスコープ3データが導入されました。

スコープ3排出量目標は、対応するセクターが排出量目標（スコープ1と2の排出量）と同様に達成するよう設定されました。2021年に使用されたスコープ3の排出量データは、エネルギーおよび鉱業セクターにおける販売した製品の使用の推定値をカバーしていました。

調整は以下のように適用されます：

$$w_i = \frac{v_i}{\sum_j v_j}$$

ここで

$$v_i = w_i \times S_{E3,i}^g$$

ここで

- w_i は、スコープ3の排出量調整前の銘柄 i のインデックスウェイトです。
- $S_{E3,i}$ は、ルール5.5で解説されている方法で算出したスコープ3の排出量のZスコアの自然指数です。
- g は、スコープ3の排出量要件を満たすようインデックスを調整するために必要なティルト強度です。

調整は、7.1.3 および 7.1.4に詳述されているように、価格締切日および実施日に従います。

2022年のスコープ3排出量データ完全導入

2022年12月からFTSE JPX Net Zero Japan Index Seriesにはスコープ1と2、スコープ3の目標を完全導入（財務データを除く（ICBセクター302010）、5.5.4を参照）されていますが、潜在的排出量軌跡目標は含まれていません。スコープ1と2、スコープ3の排出量目標は上述のように算出されます。これはGHG排出量の計算メソドロジーに大きな変化をもたらすものであるため、2022年12月より前に開始されたすべてのインデックスにおいて、スコープ3データ導入のために基準年レベルが修正されます。

付録 C

高気候インパクト・セクター

FTSE JPX Net Zero Japan Index Series は、「High Climate Impact」セクターと「Low Climate Impact」セクターのアクティブウェイトを親インデックスに対して同等に維持します。EU の気候ベンチマークに関する委任規定（連結欧州ベンチマーク規則 のA19a~A19d）に基づき、NACE セクターコード A、B、C、D、E、F、G、H、Lに属する証券は「高気候インパクト」、NACE セクターコード I、J、K、M、N O、P、Q、R、S、Tに属する証券は「低気候インパクト」として分類されています。

FTSE Russell は、以下の手順で NACE クラスを ICB にマッピングしています。

- ICB 4 の各サブセクターの NACE エクスポーチャを決定します。
- 次に、ICB 企業分類を、セグメント別収益の NACE セクターを提供する Refinitiv Worldscope Fundamentals データベースと相互参照し、ICB レベル 4 の各サブセクターの企業収益の割合を NACE レベル 1 セクターに整合するようマッピングしています。
- ICBレベル4のサブセクターの収益が1つまたは複数の NACE セクターに分割されている場合、NACE と ICB の定義を使用して適切な NACE マッピングを決定します。

以下のようにマッピングされます：

ICB 4	名前	NACE	分類
10101015	ソフトウェア	J	Low Climate Impact
10101020	消費者向けデジタルサービス	J	Low Climate Impact
10102010	半導体	C	High Climate Impact
10102015	電子部品	C	High Climate Impact
10102020	生産技術設備	C	High Climate Impact
10102030	コンピューターハードウェア	C	High Climate Impact
10102035	電子オフィス機器	C	High Climate Impact
15101010	通信機器	C	High Climate Impact
15102010	ケーブル テレビ サービス	J	Low Climate Impact
15102015	電気通信サービス	J	Low Climate Impact
20101010	ヘルスケアプロバイダー	Q	Low Climate Impact
20101020	ヘルスケア マネージメント サービス	Q	Low Climate Impact
20101025	ヘルスケア サービス	Q	Low Climate Impact
20101030	ヘルスケアその他	Q	Low Climate Impact
20102010	医療機器	C	High Climate Impact

ICB 4	名前	NACE	分類
20102015	医療用品	C	High Climate Impact
20102020	医療サービス	Q	Low Climate Impact
20103010	バイオテクノロジー	M	Low Climate Impact
20103015	医薬品	C	High Climate Impact
20103020	マリファナ生産者	C	High Climate Impact
30101010	銀行	K	Low Climate Impact
30201020	消費者金融	K	Low Climate Impact
30201025	住宅金融	K	Low Climate Impact
30201030	金融データプロバイダー	K	Low Climate Impact
30202000	総合金融サービス	K	Low Climate Impact
30202010	アセットマネージャー & カストディアン	K	Low Climate Impact
30202015	投資サービス	K	Low Climate Impact
30203000	モーゲージREITs分散型	L	High Climate Impact
30203010	モーゲージREITsコマーシャル	L	High Climate Impact
30203020	モーゲージREITs住宅	L	High Climate Impact
30204000	クローズドエンド型投資	K	Low Climate Impact
30205000	オープンエンド型およびその他の投資ビークル	K	Low Climate Impact
30301010	生命保険	K	Low Climate Impact
30302010	総合保険	K	Low Climate Impact
30302015	保険ブローカー	K	Low Climate Impact
30302020	再保険	K	Low Climate Impact
30302025	損害保険	K	Low Climate Impact
35101010	不動産保有 & 開発	L	High Climate Impact
35101015	不動産サービス	L	High Climate Impact
35102000	分散型リート (REIT)	L	High Climate Impact
35102010	ヘルスケア REIT	L	High Climate Impact
35102015	ホテル & 宿泊施設 REIT	L	High Climate Impact
35102020	工業 REIT	L	High Climate Impact
35102025	インフラ REIT	L	High Climate Impact
35102030	オフィス REIT	L	High Climate Impact
35102040	住宅リート (REIT)	L	High Climate Impact
35102045	小売リート (REIT)	L	High Climate Impact
35102050	ストレージ REIT	H	High Climate Impact
35102060	森林 REIT	A	High Climate Impact

ICB 4	名前	NACE	分類
35102070	その他専門 REIT	L	High Climate Impact
40101010	自動車関連サービス	G	High Climate Impact
40101015	タイヤ	C	High Climate Impact
40101020	自動車	C	High Climate Impact
40101025	自動車部品	C	High Climate Impact
40201010	教育サービス	P	Low Climate Impact
40201020	葬儀社 & 霊園	S	Low Climate Impact
40201040	レンタル & リース サービス消費者向け	N	Low Climate Impact
40201060	自動販売機 & ケータリング サービス	I	Low Climate Impact
40201070	消費者サービスその他	G	High Climate Impact
40202010	住宅建設	F	High Climate Impact
40202015	家庭用家具	C	High Climate Impact
40202020	家庭用電化製品	C	High Climate Impact
40202025	家庭用機器 & 製品	C	High Climate Impact
40203010	家庭用電子機器	C	High Climate Impact
40203040	エレクトロニック エンターテインメント	C	High Climate Impact
40203045	玩具	C	High Climate Impact
40203050	娯楽用品	C	High Climate Impact
40203055	RV車 & ボート	C	High Climate Impact
40203060	写真産業	C	High Climate Impact
40204020	衣料品 & 装飾品	C	High Climate Impact
40204025	靴	C	High Climate Impact
40204030	贅沢品	C	High Climate Impact
40204035	化粧品	C	High Climate Impact
40301010	エンターテインメント	J	Low Climate Impact
40301020	広告代理店	J	Low Climate Impact
40301030	出版	J	Low Climate Impact
40301035	ラジオ & テレビ放送	J	Low Climate Impact
40401010	総合小売	G	High Climate Impact
40401020	アパレル	G	High Climate Impact
40401025	改築・リフォーム製品小売	G	High Climate Impact
40401030	専門小売	G	High Climate Impact
40501010	空運	H	High Climate Impact
40501015	旅行 & 観光	H	High Climate Impact

ICB 4	名前	NACE	分類
40501020	カジノ & 賭博	R	Low Climate Impact
40501025	ホテル & モーター	I	Low Climate Impact
40501030	娯楽サービス	R	Low Climate Impact
40501040	飲食店 & バー	R	Low Climate Impact
45101010	醸造	C	High Climate Impact
45101015	蒸留酒 & ワイン醸造業者	C	High Climate Impact
45101020	ノンアルコール飲料	C	High Climate Impact
45102010	農業、漁業、牧畜、プランテーション	A	High Climate Impact
45102020	加工食品	C	High Climate Impact
45102030	果実 & 穀物加工	C	High Climate Impact
45102035	砂糖	C	High Climate Impact
45103010	タバコ	C	High Climate Impact
45201010	食品卸 & 小売	G	High Climate Impact
45201015	薬品小売	G	High Climate Impact
45201020	パーソナル用品	C	High Climate Impact
45201030	非耐久家庭用品	C	High Climate Impact
45201040	その他生活必需品	G	High Climate Impact
50101010	建設業	F	High Climate Impact
50101015	技術 & 請負サービス	F	High Climate Impact
50101020	建築、屋根/壁材、配管	C	High Climate Impact
50101025	建築：気象制御	C	High Climate Impact
50101030	セメント	C	High Climate Impact
50101035	建材その他	C	High Climate Impact
50201010	航空	C	High Climate Impact
50201020	防衛	C	High Climate Impact
50202010	電気部品	C	High Climate Impact
50202020	電子機器制御機器とフィルター	C	High Climate Impact
50202025	電子機器計器とメーター	C	High Climate Impact
50202030	電子機器大気汚染制御	C	High Climate Impact
50202040	電子機器その他	C	High Climate Impact
50203000	コングロマリット	C	High Climate Impact
50203010	塗料	C	High Climate Impact
50203015	プラスチック	C	High Climate Impact
50203020	ガラス	C	High Climate Impact

ICB 4	名前	NACE	分類
50203030	容器 & 包装	C	High Climate Impact
50204000	機械工業用施設	C	High Climate Impact
50204010	機械農業用	C	High Climate Impact
50204020	機械建設 & 運搬	C	High Climate Impact
50204030	機械エンジン	C	High Climate Impact
50204040	機械ツール	C	High Climate Impact
50204050	機械特殊	C	High Climate Impact
50205010	産業向けサプライヤー	G	High Climate Impact
50205015	データ処理サービス	K	Low Climate Impact
50205020	専門ビジネス サポート サービス	N	Low Climate Impact
50205025	企業研修会社 & 人材派遣会社	N	Low Climate Impact
50205030	帳票 & 一括印刷サービス	C	High Climate Impact
50205040	セキュリティ サービス	N	Low Climate Impact
50206010	トラック輸送	H	High Climate Impact
50206015	商用車 & 部品	C	High Climate Impact
50206020	鉄道	H	High Climate Impact
50206025	鉄道用機器	C	High Climate Impact
50206030	海運	H	High Climate Impact
50206040	デリバリーサービス	H	High Climate Impact
50206050	商用車・機器リース	N	Low Climate Impact
50206060	輸送サービス	H	High Climate Impact
55101000	多様な資材	C	High Climate Impact
55101010	林業	A	High Climate Impact
55101015	紙業	C	High Climate Impact
55101020	繊維製品	C	High Climate Impact
55102000	一般鉱業	B	High Climate Impact
55102010	鉄鋼	C	High Climate Impact
55102015	金属加工	C	High Climate Impact
55102035	アルミニウム	C	High Climate Impact
55102040	銅	B	High Climate Impact
55102050	非鉄	B	High Climate Impact
55103020	ダイヤモンド & 宝石	B	High Climate Impact
55103025	金鉱	B	High Climate Impact
55103030	プラチナ & 貴金属	B	High Climate Impact

ICB 4	名前	NACE	分類
55201000	化学分散型	C	High Climate Impact
55201010	化学製品 & 合成繊維	C	High Climate Impact
55201015	肥料	C	High Climate Impact
55201020	特殊化学	C	High Climate Impact
60101000	総合石油 & ガス	C	High Climate Impact
60101010	石油：原油生産	B	High Climate Impact
60101015	海洋掘削 & その他のサービス	B	High Climate Impact
60101020	石油精製 & 販売	C	High Climate Impact
60101030	石油機器 & サービス	B	High Climate Impact
60101035	パイプライン	H	High Climate Impact
60101040	石炭	B	High Climate Impact
60102010	代替燃料	C	High Climate Impact
60102020	再生可能エネルギー機器	C	High Climate Impact
65101010	電力（代替発電）	D	High Climate Impact
65101015	電力（従来発電）	D	High Climate Impact
65102000	総合公益事業	D	High Climate Impact
65102020	ガス供給	D	High Climate Impact
65102030	水道	E	High Climate Impact
65103035	廃棄処理サービス	E	High Climate Impact

付録 D

インデックスステータス

FTSE JPX Net Zero Japan Index Series は、リアルタイムで算出されます。

FTSE JPX Net Zero Japan Index Series の公式終値は15時00分現在とします。

FTSE JPX Net Zero Index Seriesの公式の開始・終了時間は、以下の通りです。

指数名	開始	終了
FTSE JPX Net Zero Japan 500 Index	09:00	15:00
FTSE JPX Net Zero Japan 200 Index	09:00	15:00

上記はすべて日本時間です。

インデックスの公式時間の変更は FTSE Russell が発表します。

リアルタイムの定義について詳細は以下をご参照ください。

[Real_Time_Status_Definitions.pdf](#)

付録 E

詳細はこちら

FTSE Russellの基本ルールで使用される用語については、次のリンクをご参照ください。

[Glossary.pdf](#)

[Glossary ESG.pdf](#)

FTSE Russell サステナブル投資指標ウェブサイトは、以下のリンクからアクセスしてください。

[ESG Metrics](#)

FTSE JPX Net Zero Japan Index Series の詳細については、www.lseg.com/en/ftse-russell/ をご覧いただくか、または info@ftserussell.com までメールでお問い合わせください。お問い合わせ先の詳細については、以下のウェブサイトをご覧ください。

ウェブサイト: www.lseg.com/en/ftse-russell/

免責事項

© 2024 London Stock Exchange Group plc およびその該当するグループ企業（「LSEG」）。LSEGには、(1) FTSE International Limited（以下「FTSE」）、(2) Frank Russell Company（以下「Russell」）、(3) FTSE Global Debt Capital Markets Inc.およびFTSE Global Debt Capital Markets Limited（以下、併せて「FTSE Canada」）、(4) FTSE Fixed Income Europe Limited（以下「FTSE FI Europe」）、(5) FTSE Fixed Income LLC（以下「FTSE FI」）、(6) FTSE (Beijing) Consulting Limited（以下「WOFE」）、(7) Refinitiv Benchmark Services (UK) Limited（以下「RBSL」）、(8) Refinitiv Limited（以下「RL」）、(9) Beyond Ratings S.A.S.（以下「BR」）が含まれます。無断複写・転載を禁じます。

FTSE JPX Net Zero Japan Index SeriesはFTSE International Limitedまたはその関連会社、エージェント、パートナーにより、またそれら組織のために算出されるものです。FTSE International Limitedは、ベンチマーク管理者としてFinancial Conduct Authorityから認可を受け、規制を受けています。Refinitiv Benchmark Services (UK) Limitedは、ベンチマーク管理者としてFinancial Conduct Authorityから認可を受け、規制を受けています。

FTSE Russell® は、FTSE、Russell、FTSE Canada、FTSE FI、FTSE FI Europe、WOFE、RBSL、RL、BR の取引名です。「FTSE®」、「Russell®」、「FTSE Russell®」、「FTSE4Good®」、「ICB®」、「WMR™」、「FR™」、「Beyond Ratings®」、その他本資料で使用される商標およびサービスマーク（登録されているか否かは問わない）は、LSEGグループの該当メンバーまたはそのライセンサーが所有または許諾する商標およびサービスマークで、FTSE、Russell、FTSE Canada、FTSE FI、FTSE FI Europe、WOFE、RBSL、RLまたはBRによって保有または許諾に基づいて使用されているものです。

全ての情報は情報提供のみを目的として提供されています。本資料に記載されている全ての情報及びデータは、LSEGが正確かつ信頼できると考える情報源から入手したものです。ただし、人的ミスや機械的誤作動、その他の要因による誤りの可能性があるため、当該情報及びデータはすべて“現状のまま”提供されており、これらの不正確性に対してはいかなる保証もいたしません。LSEGのメンバーまたはその取締役、役員、従業員、パートナー、ライセンサーのいずれも、情報やLSEGの商品（インデックス、データとアナリティクスを含む）がこれらに限定されない）の使用から得られる結果について、明示または黙示を問わず、正確性、適時性、完全性、商品性に関していかなる主張、予想、保証、表明も行わず、LSEG商品の特定の目的への適切性または適合性に関して、明示または黙示を問わず、主張、予想、保証、表明を行いません。情報を利用するユーザーは、情報の何らかの使用による、また情報使用の許可によるリスクのすべてを負うものとします。

LSEGメンバーまたはその取締役、役員、従業員、パートナー、ライセンサーは、以下の事項に関して一切の責任または義務を負いません：(a) 当該情報またはデータの調達、収集、コンパイル、解釈、分析、編集、転記、送信、通信もしくは提供に関わる不正確性（過失の有無を問わない）、その他の状況、または本資料または本資料へのリンクの使用に関連する損失又は損害（全部又は一部を問わない）および、(b) （たとえLSEGのメンバーがかかる損害の可能性について事前に知らされていた場合であっても）当該情報の使用または使用不能から生じるいかなる直接的、間接的、特別、派生的または付随的損害。

LSEGのメンバーまたはその役員、役員、従業員、パートナー、またはライセンサーのいずれも、投資アドバイスを提供しておらず、本資料のいかなる部分も、金融または投資アドバイスを構成するものとみなされるべきではありません。LSEGのメンバー、その取締役、役員、従業員、パートナーまたはライセンサーは、いかなる資産への投資の是非、あるいはかかる投資が投資家にとっていかなる法的リスクまたはコンプライアンス上のリスクを生じさせるか否かに関しても、いかなる表明も行いません。このような資産への投資を決定する際には、本資料に記載された情報に依拠すべきではありません。インデックスおよびレイトに直接投資することはできません。インデックスやレイトへの資産の組み入れは、当該資産の売買や保有を推奨するものではなく、また、特定の投資家が当該資産や当該資産を含むインデックスやレイトを合法的に売買や保有することができることを確認するものでもありません。本文書に掲載されている一般的な情報は、法律、税務、投資に関する専門的な助言を得ることなく使用されるべきではありません。

この情報のいかなる部分も、LSEGの適切なメンバーの書面による事前の許可なしに、電子的、機械的、複写、録音、その他いかなる形式、手段によっても、複製、保存（検索可能なシステムによる保存）、または送信することを禁じます。LSEGデータの使用および配布には、LSEGおよび/またはそのライセンサーからのライセンスが必要です。

